

高齢者虐待対応マニュアル

(改訂版)

—安心して暮らせる高齢社会をめざして—

平成 27 年 3 月

茨城県保健福祉部長寿福祉課

はじめに

県におきましては、平成16年8月に「茨城県高齢者虐待防止対策連絡会議」を立ち上げ、その対策について検討し、その一つとして「高齢者虐待対応マニュアル」を平成17年3月に策定いたしました。その後、平成18年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、9年が経過しました。

この間、県内の市町村から報告のあった在宅での養護者による高齢者虐待件数は、毎年200件以上にのぼるなど、虐待防止に向けた体制づくりがさらに重要となっています。

高齢者の虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援については、市町村が第一義的に責任を担うこととされているところですが、高齢者虐待の問題解決には、関係機関との連携体制の構築、早期発見・通報のための窓口整備など、市町村等における体制整備や、虐待の発見から支援の実施までの具体的な対応策とともに、被虐待者の保護と養護者の支援を一体的に考えることが重要です。

今回のマニュアル改訂においては、このような視点とともに、平成24年10月に施行された「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえた内容を追加する等の見直しを行っています。

高齢者が自分らしく尊厳をもって暮らし続けることは何よりも大切なことであり、そのためには、高齢者介護の質の向上を目指すことが不可欠であります。不適切なケアにより、高齢者虐待を招くこともあるとの認識のもと、県といたしましては、今後、研修会の開催や、県民への普及啓発などを通して、高齢者介護の質の向上と高齢者の生活環境(QOL)の改善に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

今後とも、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

終わりに、このマニュアルの改訂に当たり、貴重なご意見、ご指導をいただきました茨城県高齢者権利擁護対策推進委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対し厚く感謝申し上げます。

平成27年3月

茨城県保健福祉部長寿福祉課長

荒井正徳

目 次

第1章 総則

1	マニュアルの趣旨・目的	2
2	高齢者虐待防止法の成立	2
3	高齢者虐待の定義と種類	2
4	虐待発生の要因	5
5	高齢者虐待対応の流れと関係機関に期待される役割	7
6	市町村等における組織体制のあり方	15
7	高齢者虐待防止ネットワークの構築	16

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1	虐待の発見方策	22
2	調査の実施	29
3	ケース会議	41
4	支援方針の検討	46
5	支援の実施及び評価	47
6	老人福祉法に基づく措置の実施	50
7	成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用	57
8	未然防止・再発防止対策	61

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1	養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フロー	66
2	養介護施設従事者等による虐待とは	67
3	通報・届出	69
4	市町村による事実確認と事実確認後の対応	70
5	高齢者虐待の予防、再発防止に向けた取り組み	74
6	身体拘束廃止の推進	76

第4章 高齢者虐待対応 Q&A

第5章 高齢者虐待対応事例

資料編

1	高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	2
2	高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 施行規則	10
3	老人福祉法（通報を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文）	11
4	介護保険法（通報を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文）	13
5	警察庁通知（高齢者虐待事案への適切な対応について）	16
6	老人ホームへの入所措置等の指針について	24
7	やむを得ない事由による措置要綱（参考例）	28
8	成年後見制度における市町村長申立に係る要綱（参考例）	34
9	成年後見制度利用支援事業実施要綱（参考例）	36
10	高齢者虐待発見チェックリスト	37
11	高齢者虐待相談票	39
12	高齢者虐待調査票	40
13	家庭等への復帰を目指したチェックリスト	42
14	各種相談機関一覧	47

※本マニュアルの 国P10-12 等の表記は，国マニュアルの参照ページです。

（国マニュアル＝「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
平成18年4月 厚生労働省老健局）